

教育文化会館及び市民館の学習参加者に係る保育要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業要綱（平成22年4月1日付け21川教生第857号）に基づき、川崎市教育文化会館、川崎市市民館及び分館（以下「市民館」という。）が実施する事業（以下「事業」という。）における保育（以下「保育」という。）の円滑な運営のために必要な事項を定めるものとする。

(保育の目的)

- 2 保育は、保護者の学習活動への参加を保障するとともに、乳幼児が集団の中で成長できるように支援することを目的とする。

(保育者)

- 3 保育に関わる者（以下「保育者」という。）は、市民館が実施する保育ボランティア研修等を修了した者又は同等の経験及び知識があると市民館が認めた者とする。

(保育の内容)

- 4 保育の内容は、市民館が保育者と協議の上定める。市民と協働の事業については協働の相手方（以下「関係者」という。）を含めて協議する。

(2) 保育の対象は、事業に参加する者のうち、保育を希望する保護者が監護等する乳幼児とするが、具体的な対象は市民館が保育者及び事業の関係者と協議の上定める。

(3) 保育の定員は、市民館が保育者及び事業の関係者と協議の上、施設及び設備等の状況に応じて定める。

(保育料)

- 5 保育料は、無料とする。ただし、保険料、教材費、おやつ代等は保護者の負担とする。

(個人情報の取扱い)

- 6 市民館は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に個人情報の維持管理を行うため、保育者及び事業の関係者と協議し、個人情報の共通の取扱い及び取得する個人情報の範囲を定める。

(委任)

- 7 この要綱を施行する上で必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。